

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する  
法律（平成14年法律第33号）の概要

1 司法書士及び土地家屋調査士に共通する事項（規制改革事項）

(1) 事務所の法人化

利用者に質の高い多様なサービスを安定的に提供するため、司法書士が共同して司法書士法人を設立し、土地家屋調査士が共同して土地家屋調査士法人を設立することを可能とする。

(2) その他の主要な改正事項

① 資格試験制度の整備

資格取得の容易化を図るため、筆記試験合格者に対して翌年度の試験における筆記試験を免除する等の措置を講ずる。

② 懲戒手続の整備

国民一般からの懲戒申出制度を設け、懲戒処分の官報公告等を行う。

③ 資格者団体の会則記載事項の見直し

資格者間の公正な競争を活性化するため、報酬に関する事項を削除するとともに、研修、資格者情報の公開等に関する事項を追加する。

2 司法書士に関する事項

簡易裁判所の訴訟代理権等の付与（司法制度改革事項・規制改革事項）

簡易裁判所で取り扱う少額事件について、国民の権利擁護の必要性及び司法書士の専門性の活用の観点から、司法書士に訴訟代理権等を付与する。

(1) 代理権の範囲

簡易裁判所における民事訴訟、民事調停等（簡易裁判所の管轄である請求額90万円以内のもの）の代理権

(2) 代理権付与の要件

① 研修の課程の修了

② 訴訟代理等を行うのに必要な能力についての法務大臣の認定

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律新旧対照条文（抄）

司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第一章 総則</p> <p>（業務）</p> <p>第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること。</p> <p>三 （略）</p> <p>四 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。</p> <p>五 前各号の事務について相談に 응ずること。</p> <p>六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起、再審及び強制</p>	<p>（新設）</p> <p>（業務）</p> <p>第二条 司法書士は、他人の嘱託を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局に提出する書類を作成すること。</p> <p>三 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

執行に関する事項については、代理することができ  
ない。

イ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定による手続（口に規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ハ 民事訴訟法第二編第三章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ニ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による手続であつて、調停を求め事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

七 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。

（新設）

2 前項第六号及び第七号に規定する業務（以下「簡裁訴訟代理関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。

（新設）

一 簡裁訴訟代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。

三 司法書士会の会員であること。

（新設）

3 法務大臣は、次のいずれにも該当するものと認められる研修についてのみ前項第一号の指定をするものとする。

一 研修の内容が、簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力の習得に十分なものとして法務省令で定める基準を満たすものであること。

二 研修の実施に関する計画が、その適正かつ確実

な実施のために適切なものであること。

三 研修を実施する法人が、前号の計画を適正かつ確実に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。

4 法務大臣は、第二項第一号の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な命令をすることができる。

5 司法書士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

6 第二項に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文（民事保全法第七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

7 第二項に規定する司法書士であつて第一項第六号イ及びロに掲げる手続において訴訟代理人になつたものは、民事訴訟法第五十五条第一項の規定にかかわらず、委任を受けた事件について、強制執行に関する訴訟行為をすることができない。

8 司法書士は、第一項に規定する業務であつても、

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2 司法書士は、前項に規定する業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されてい

その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。

(資格)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、司法書士となる資格を有する。

一 (略)

二 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官若しくは検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して十年以上になる者又はこれと同等以上の法律に関する知識及び実務の経験を有する者であつて、法務大臣が前条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められたもの

第二章 司法書士試験

(試験の方法及び内容等)

第六条 (略)

2 司法書士試験は、次に掲げる事項について筆記及び口述の方法により行う。ただし、口述試験は、筆記試験に合格した者について行う。

一 憲法、民法、商法及び刑法に関する知識

るものについては、これを行うことができない。

(資格)

第三条 次の各号の一に該当する者は、司法書士となる資格を有する。

一 (同上)

二 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官若しくは検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して十年以上になる者又はこれと同等以上の法律に関する知識及び実務の経験を有する者であつて、法務大臣が司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められたもの

(新設)

(司法書士試験)

第五条 (同上)

2 司法書士試験は、次の事項について筆記及び口述の方法により行う。ただし、口述試験は、筆記試験の合格者について行う。

一 民法、商法及び刑法に関する知識

二 (略)

三 その他第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

3| 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、次回の司法書士試験の筆記試験を免除する。

4| (略)

#### 第四章 司法書士の義務

(依頼に応ずる義務)

第二十一条 司法書士は、正当な事由がある場合でなければ依頼(簡裁訴訟代理関係業務に関するものを除く。)を拒むことができない。

(業務を行ない得ない事件)

第二十二条 司法書士は、公務員として職務上取り扱った事件については、その業務を行つてはならない。

2| 司法書士は、次に掲げる事件については、第三条第一項第四号及び第五号(第四号に関する部分に限る。)に規定する業務(以下「裁判書類作成関係業務」という。)を行つてはならない。

一 相手方の依頼を受けて第三条第一項第四号に規

二 (同上)

三 その他司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力

(新設)

3| (同上)

(新設)

(嘱託に応ずる義務)

第八条 司法書士は、正当な事由がある場合でなければ嘱託を拒むことができない。

(新設)

定する業務を行つた事件

二 司法書士法人（第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行うことを目的として、第五章の定めるところにより、司法書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）の社員又は使用人である司法書士としてその業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人が相手方の依頼を受けて前号に規定する業務を行つた事件であつて、自らこれに関与したもの

三 司法書士法人の使用人である場合に、当該司法書士法人が相手方から簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして受任している事件

3 | 第三条第二項に規定する司法書士は、次に掲げる事件については、裁判書類作成関係業務を行つてはならない。ただし、第三号及び第六号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

- 三 簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
- 四 司法書士法人の社員又は使用人である司法書士としてその業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人が、簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの
- 五 司法書士法人の社員又は使用人である司法書士としてその業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人が簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに関与したもの
- 六 司法書士法人の使用人である場合に、当該司法書士法人が簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして受任している事件（当該司法書士が自ら関与しているものに限る。）の相手方からの依頼による他の事件
- 4 第三条第二項に規定する司法書士は、第二項各号及び前項各号に掲げる事件については、簡裁訴訟代理関係業務を行つてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(研修)

第二十五条 司法書士は、その所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第十章 雑則

(非司法書士等の取締り)

第七十三条 司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者(協会を除く。)は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 協会は、その業務の範囲を超えて、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行つてはならない。

3 (略)

4 司法書士法人でない者は、司法書士法人又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

5 (略)

(新設)

(新設)

(非司法書士等の取締り)

第十九条 司法書士会に入会している司法書士でない者(協会を除く。)は、第二条に規定する業務を行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 協会は、その業務の範囲を超えて、第二条に規定する業務を行つてはならない。

3 (同上)

(新設)

4 (同上)